

第3章 環境影響要因及び環境要素の抽出

(空白)

第3章 環境影響要因及び環境要素の抽出

3.1 環境影響要因の抽出

対象事業の特性を踏まえ、対象事業の実施により環境に影響を及ぼす恐れがある要因（以下、「環境影響要因」という。）を表3.1-1に示すとおり抽出した。

表3.1-1 環境影響要因

時期	環境影響要因の区分	環境影響要因	環境影響要因の内容
工事中	工事の実施	造成等の施工	<ul style="list-style-type: none"> ・樹木の伐採、掘削、盛土、地盤改良及び整地工事の実施 ・工事中に敷地内に降った雨水の敷地外への排水
		建設機械の稼働	<ul style="list-style-type: none"> ・建設機械の稼働
		資機材運搬車両の走行	<ul style="list-style-type: none"> ・資機材の搬入・搬出 ・建設廃棄物の搬出
存在・供用時	土地及び工作物の存在及び供用	敷地及び構造物の存在	<ul style="list-style-type: none"> ・土地利用の変化 ・建物、煙突等（地下構造物を含む）の工作物の存在 ・供用時に敷地内に降った雨水の敷地外への排水
		施設の稼働	<ul style="list-style-type: none"> ・煙突からの排ガスの排出 ・施設の稼働に伴う悪臭の漏洩 ・施設の稼働に伴う騒音・振動の発生 ・施設からの排水の発生※ ・施設の稼働に伴う地下水の取水 ・焼却残さ等の発生、搬出 ・燃料等の使用による温室効果ガスの発生
		廃棄物運搬車両の走行	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の搬入・搬出車両の走行

※プラント排水は処理後再利用する計画であり排出しないが、生活排水は浄化処理後に公共用水域に排水する計画である。

3.2 環境要素の抽出

環境に影響が生じる可能性を検討すべき要素（以下「環境要素」という。）を表3.2-1に示すとおり抽出した。

環境要素は、「山梨県環境影響評価等技術指針」に示された環境影響評価の全項目に加え、対象事業実施区域周辺の生活道路等に交通が集中し、地域の交通に影響を与える可能性があることから、地域交通についても検討することとした。

表3.2-1 環境要素

環境要素の区分		
山梨県環境影響評価等技術指針に基づく項目	環境の自然的構成要素の良好な状態の保持のため調査、予測及び評価されるべき項目	大気汚染
		悪臭
		騒音
		低周波音
		振動
		水質汚濁
		水象
		地盤沈下
		土壌汚染
		地形・地質
		土地の安定性
		日照阻害
		反射光
	生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全のため調査、予測及び評価されるべき項目	植物
		動物
		生態系
	人と自然との豊かな触れ合いの確保のため調査、予測及び評価されるべき項目	景観・風景
		人と自然との触れ合い活動の場
	環境への負荷の量の低減のため調査、予測及び評価されるべき項目	廃棄物・発生土
		大気汚染物質・水質汚濁物質
温室効果ガス等		
一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき項目	放射線の量	
組合が独自に設定する項目*	その他の項目	地域交通

※対象事業実施区域周辺の生活道路等に交通が集中し、地域の交通に影響を与える可能性があることから、環境影響評価技術指針にはないが調査項目として追加した。